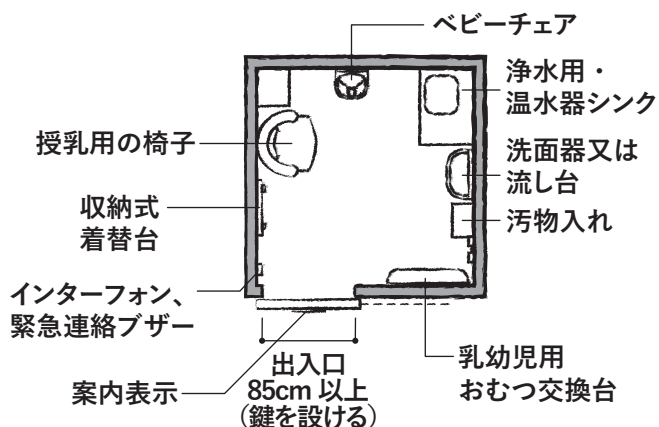


09 ベビーケアルーム

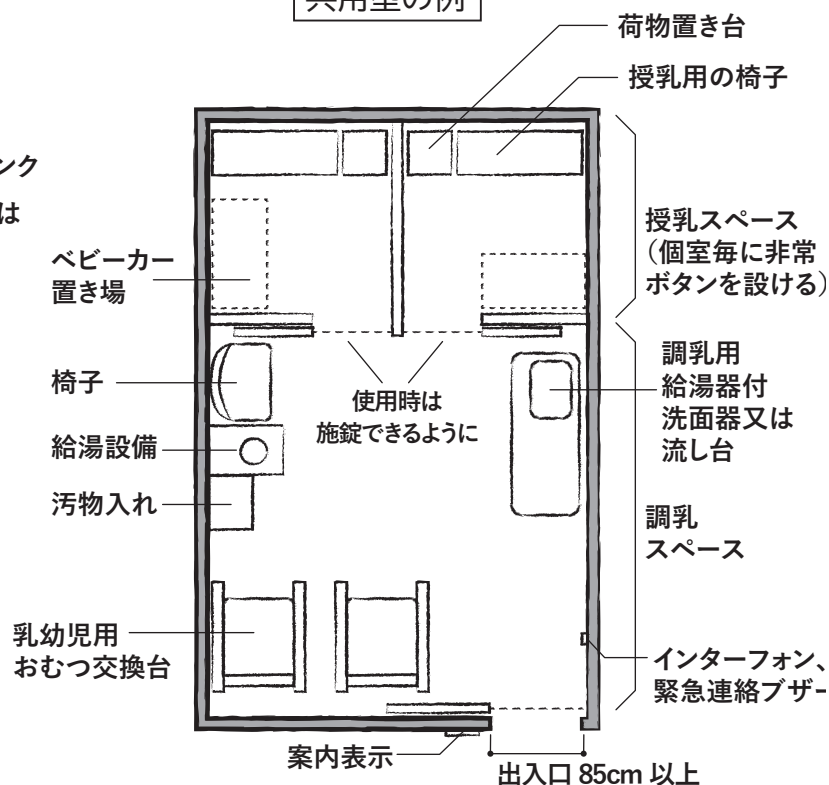
ベビーケアルームは、授乳・離乳食・おむつ替えなど の用途で利用できる、乳幼児のケアのための個室ブースです。設置の際には、以下の点に配慮します。

- ・ 母乳および哺乳びんによる授乳に対応したスペースを設けます。
- ・ 授乳のためのスペースの構成・設備配置などは、哺乳びんによる授乳時にも性別に関わらず利用できるよう、配慮されたものとします。

個室型の例



共用型の例



授乳スペースと調乳スペースを分けることで性別に関わらず使いやすくなる

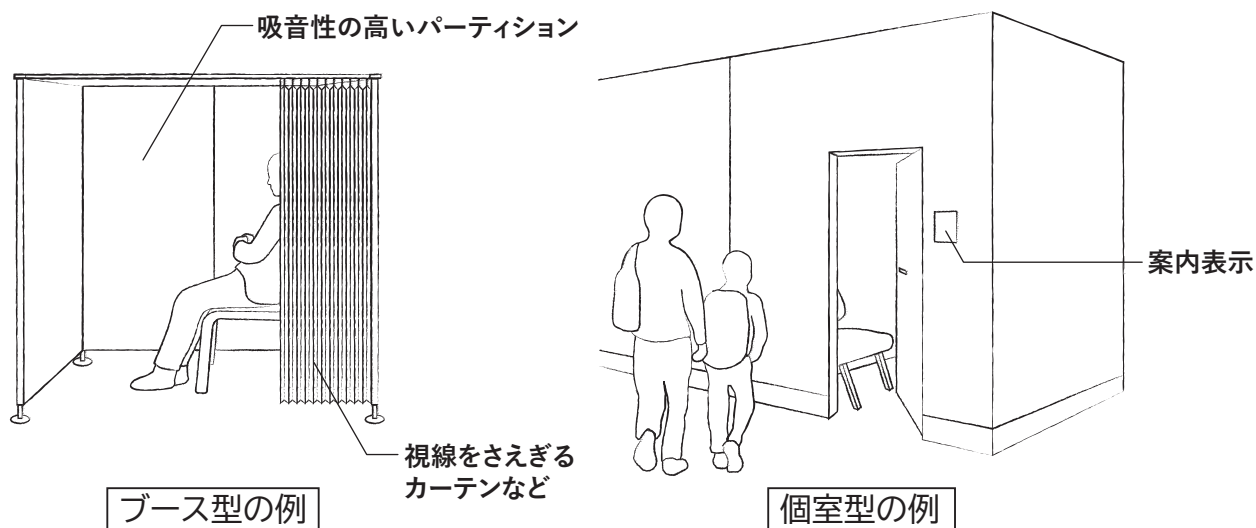
屋内エリア

<来庁者エリア>

- ・ 子ども連れが訪れるフロアには 1 以上設ける。
- ・ 授乳空間はプライバシーに十分配慮する。
- ・ おむつ交換台を設ける。
- ・ ベビーベッドや給湯設備などを配置する。
- ・ 防犯（施錠、緊急連絡ブザーなど）に十分に備える。

10 カームダウン、クールダウンルーム

人の多い公共空間でパニックに陥った時、カームダウン、クールダウンルームがあれば気持ちを落ち着かせることができます。誰でも入りやすく、一方で入った後のプライバシーを確保できるような空間とします。

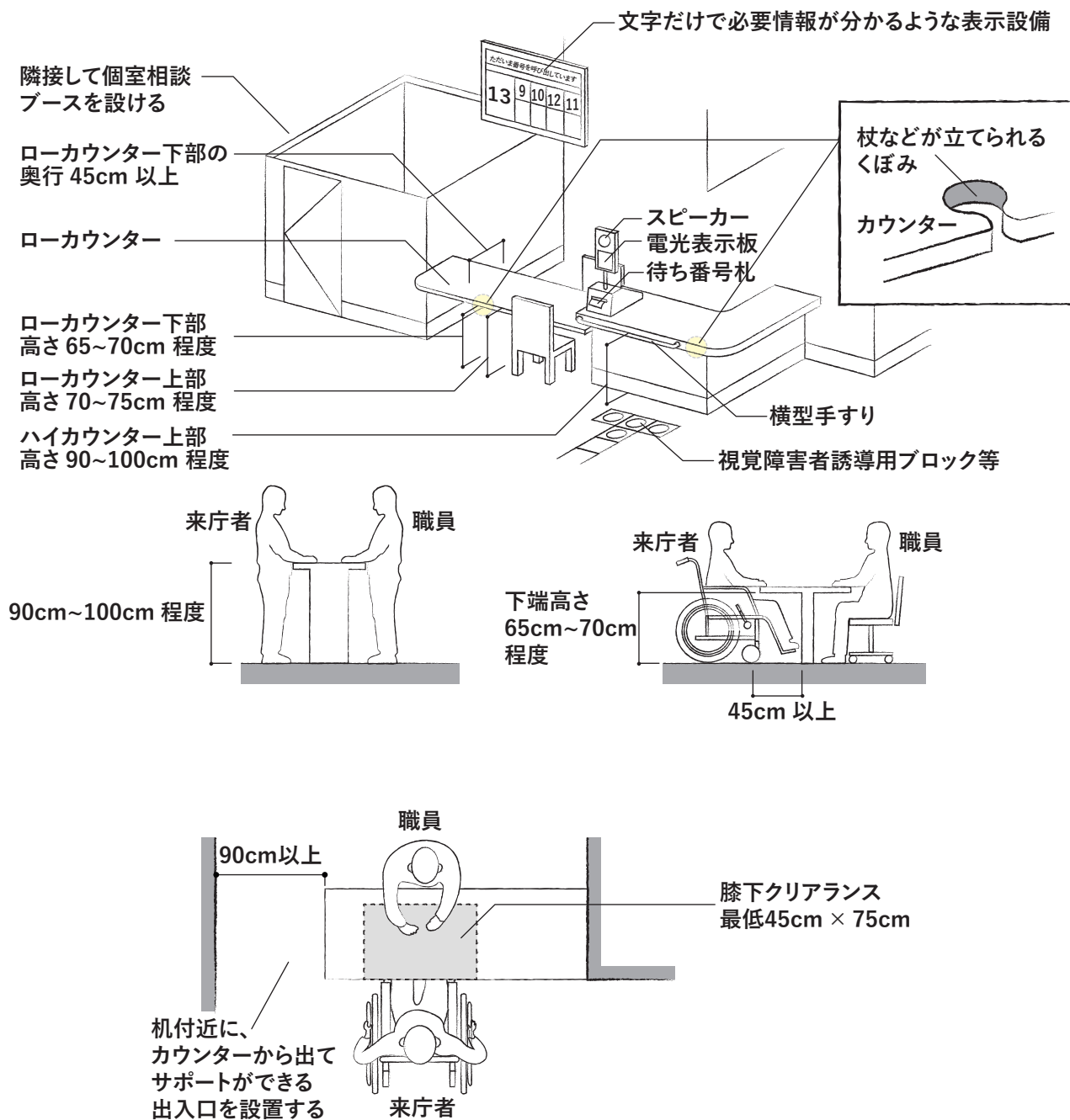


全エリア共通

- ・ 調光性、遮音性を確保する。
- ・ 壁は吸音性をもった柔らかい素材とする。（衝突への緩衝機能を備えること）
- ・ 照明は照度調整、配光機能を備える。
- ・ 防犯（施錠、緊急連絡ブザーなど）に十分に備える。

11 窓口カウンター

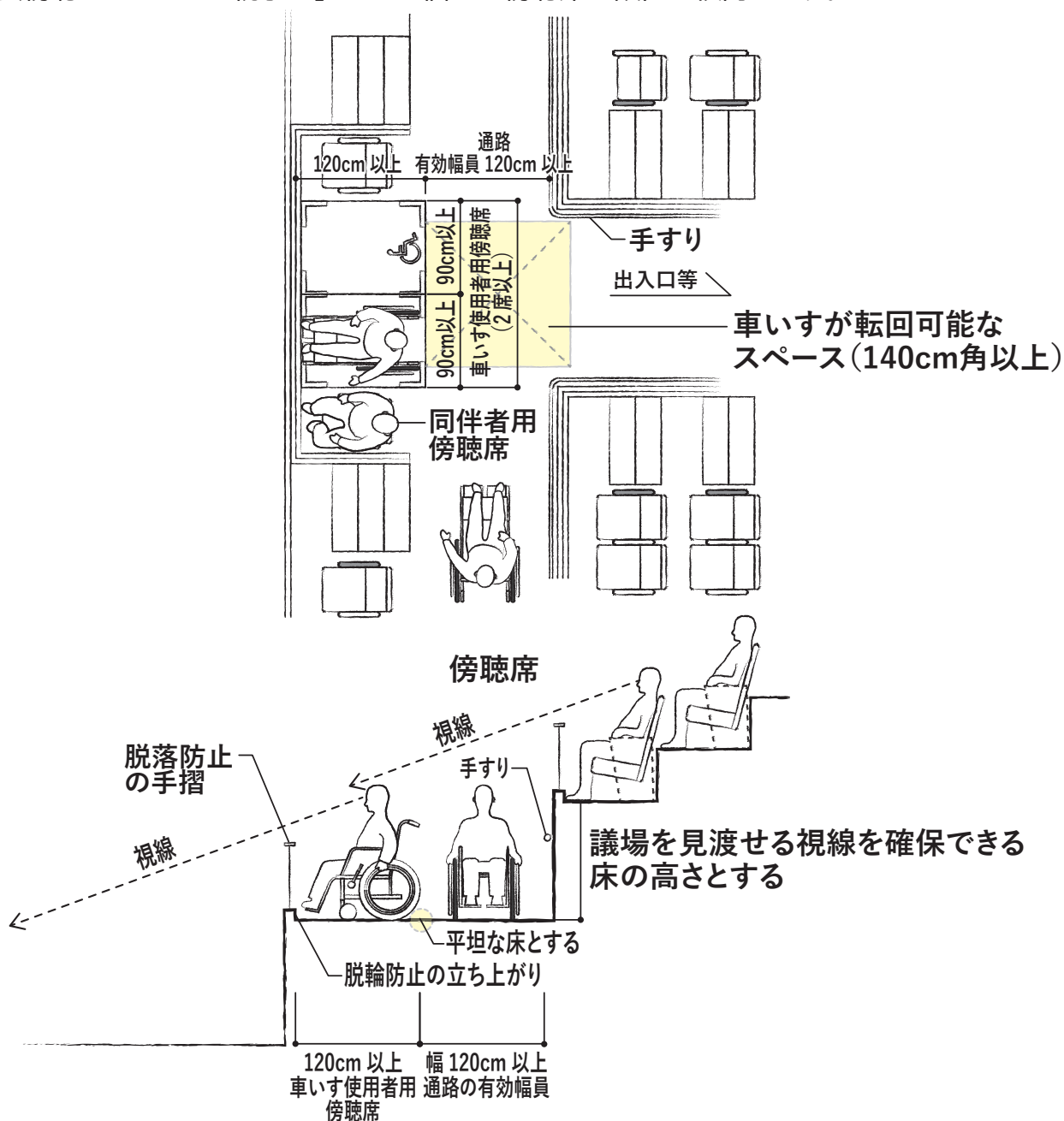
窓口カウンターは、多様な方が利用します。待ち時間から対応時まで、不便なく円滑にコミュニケーションを行うためのカウンターを整備します。



12 議会傍聴席

議会傍聴席は多様な方が訪れ、長時間滞在することに配慮し、車いす使用者や障害のある方の参加・傍聴を想定した、車いす専用スペースを設けます。

議会傍聴エリアには「親子室」などの個室の傍聴席の設置も検討します。



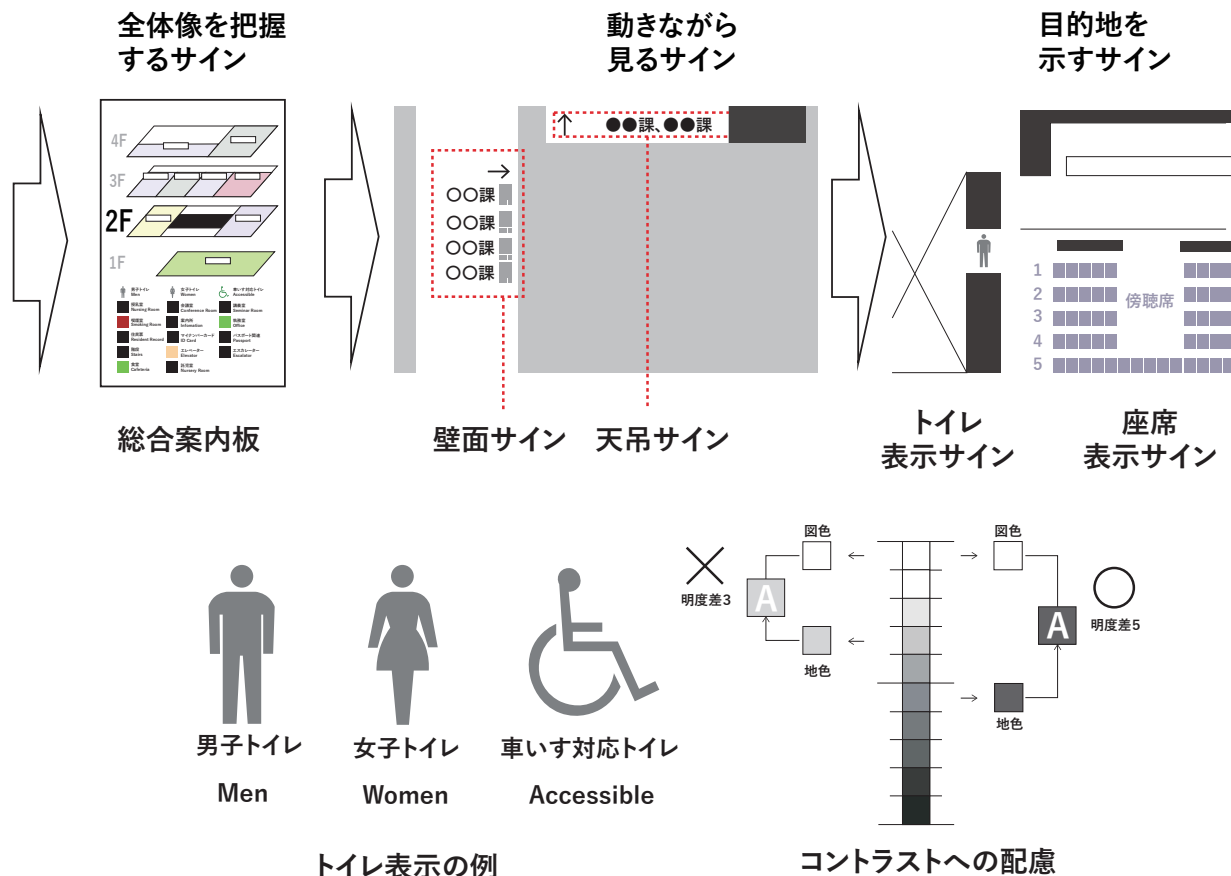
屋内エリア

<来庁者エリア>

- ・車いすで利用できる傍聴席を設ける。
- ・同伴者用傍聴席を設ける。
- ・車いす使用者用傍聴席は、幅 **90 cm**以上、奥行 **120cm** 以上とする。
- ・議場に向けて死角が無いように、議場を見渡せる視線を確保する。

13 表示（点字・サイン計画）

点字・サイン計画などの各種表示は、全ての人が迷うことなく施設を利用するために配慮することが求められます。利用者の混乱を招かないためにも、施設内の表示はデザイン・表記法を統一します。



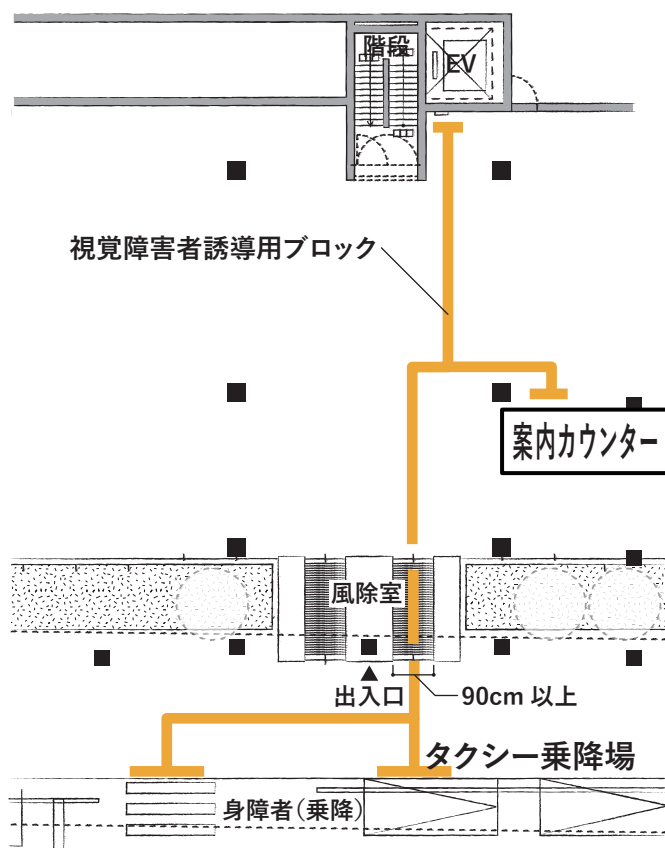
全エリア共通

- ・建物外から建物内各所に円滑に移動できるよう、連続性をもって設置。壁面サインを併用し、低い目線の連続性に配慮する。
- ・誘導ブロック、触知図と、接遇などの運営対応を組み合わせ、視覚障害のある方の誘導の連続性も確保する。
- ・ピクトグラムについては、国内で統一された規格であり広く用いられている「JIS基準」を採用するが、指針や基準に定めない英訳やピクトグラムは、ISO など JIS 以外の基準や既存施設の検討事例を踏まえて計画する。
- ・トイレと更衣室などの性属性を示すピクトグラムには、文字を併記することとし、補足的に配色で識別できることを検討する。
- ・書体の選定に際しては、多様な方にとって見やすいフォントを選定する。
- ・色彩については、図と地色とのコントラストが十分明確になるようにし、内容が容易に識別できるものとする（明度差は少なくとも 0 ～ 10 段階のマンセル表色系で 5 以上）。

14 視覚障害者誘導用ブロック

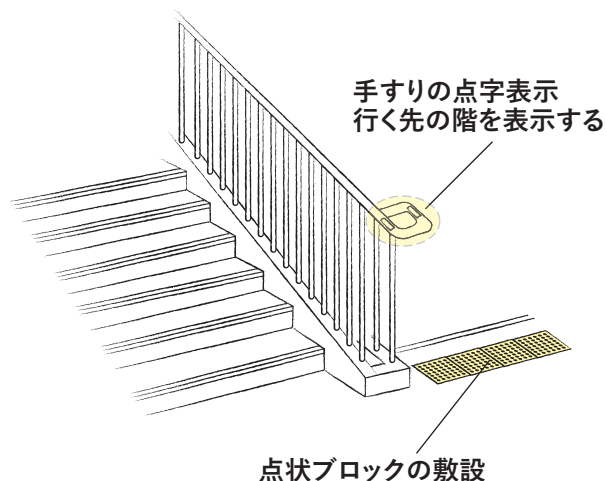
主要な経路や階段の出入口などには、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。ブロックは出来るだけ分かりやすい色・形状・高さとすることで視覚障害のある方の安全性を確保すると同時に、車いす使用者に出来る限り支障のない敷設を検討します。

設置動線の計画例



車寄せタクシー乗降場から案内カウンター経由で最寄りのエレベーター乗り場まで誘導する

階段の設置例



屋内エリア

- ・エレベーターその他の昇降機、トイレの配置、その他ユニバーサルサービス施設などを表示した案内板その他の設備を設ける。
(ただし、敷地境界付近に案内所を設ける場合は除く)
- ・視覚障害者誘導用ブロックなどは原則黄色とし、周囲の床の仕上げとは輝度比 2.0 以上確保する。
- ・危険の可能性のある場所など、歩行方向の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロックなどを使用する。

屋外エリア

- ・敷地境界から、建物の出入口付近に配置される主たる案内設備または案内所に至る経路（直進する風除室内は除く）には、線状ブロック・点状ブロックなどの敷設または音声誘導装置、その他の方法により視覚障害のある方を誘導する設備を設置する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックなどは原則黄色とし、周囲の床の仕上げとは輝度比 2.0 以上確保する。
- ・危険の可能性のある場所など、歩行方向の変更の必要性を予告する部分に、点状ブロックなどを設ける。

15 緊急時対応

緊急時の対応では、多様な利用者の円滑な避難に配慮し、計画に組み込むこととします。利用者にとってわかりやすい動線計画が、避難誘導の基本であり、避難介助を必要とする高齢者、障害のある方等にとって避難に時間を要し、迅速な避難が困難になることを予め想定して、避難経路の計画を行います。

全エリア共通

①緊急避難

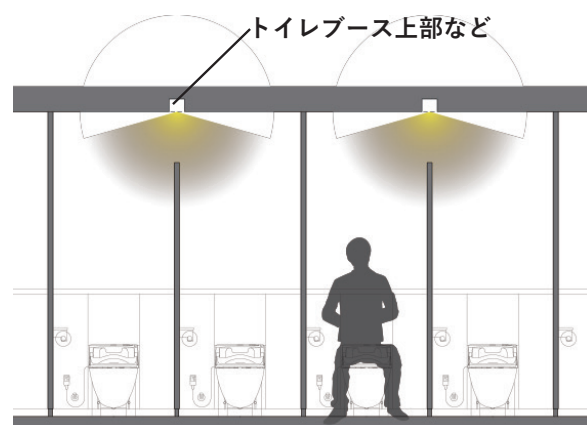
緊急避難経路の役目を果たす通路には、必要に応じて、補助を必要とする人が介助者を待つことのできる一時退避スペースを設ける。

②非常時の対応策

(1) 警報システムの設置に際しては、聴覚障害のある方にも配慮し、音だけでなく視覚的にもでも異常を伝える装置を設置する。各トイレには視覚的な火災警報システム / ストロボ警報システム（フラッシュライトの警報装置）を設置する。（その際、ストロボの最大フラッシュレートは 1Hz ～ 3Hz の間とする）

(2) 火災通報装置と消火器は、トラブル発生を知らせ、消火防災器具を利用できるよう、車いす使用者およびその他の人々がアクセスできる高さに設置する。

(3) 建物内にいる全ての人にとって分かりやすい非常時の手順と避難経路図を設ける。視覚障害のある方やその他の人々が確実にアクセスできるよう、建物からの避難指示は、出口にはっきりと目印を入れた平面図とともに、大きな文字で高いコントラストをつけて示す。

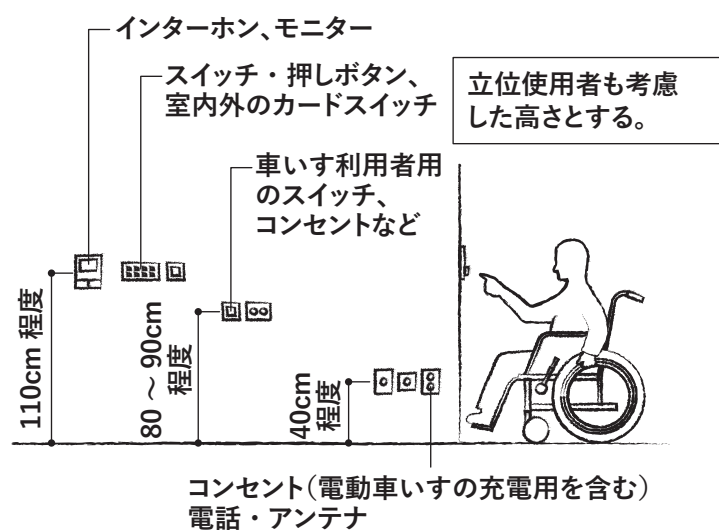


トイレ内 火報信号用フラッシュランプ設置イメージ

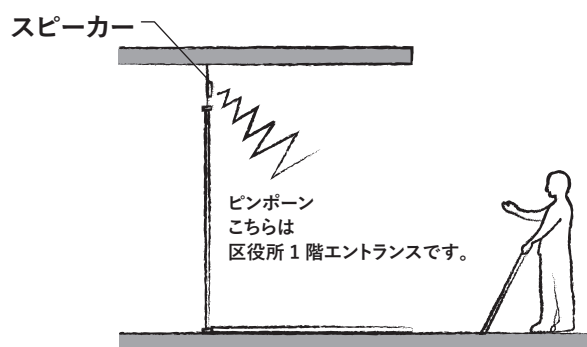
16 その他の設備

その他の設備を計画する際には、各種スイッチ類の位置や仕様が誰にとっても使いやすいものとなるように配慮します。

●コンセント、スイッチの高さの例



●出入口での音声案内の例



視覚障害者がエントランスを見つけられるように、スピーカーでエントランスの場所を案内する。